

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、安藤賢一君、10番、金井徹君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 次に4、議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

初めに、議案第1号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字梨木平2028番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,240平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字中野1974番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,468平米です。2筆の合計面積は3,708平米となっております。権利種別は3条有償移転。内容は売買です。譲渡人は、埼玉県さいたま市の方です。経営面積は自耕作地37.1アール。申請事由につきましては、県外に在住しており、耕作管理に困っていたところ、譲受人より申出があったため、申請地を譲り渡したいとのことでございます。譲受人は、山子田の方です。経営面積は自耕作地22.9アール。申請事由につきましては、ふるさと公園周辺の活性化を目的に、榛東村の名前にちなんだヘーゼルナッツの特産化を目指し、申請地を購入したいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員でございますが、1人中1人です。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

ただいま、議案第1号、番号1について、事務局長の説明のとおりでございます。

少しつけ加えますと、現地確認調書の2ページから4ページを開いていただきたいと思えます。

場所は、ふるさと公園の北西150メートルのところと、そこから北へ300メートルのところの畑2か所です。

譲受人は、現在22.9アールの田畑を耕作し、15アールの稲作、7アールのミカンを栽培しているとのこと。今度買い受ける畑、山子田中野の1974の1については、ヘーゼルナッツ、別名セイヨウハシバミという、どんぐりに似た実のなる木を栽培するとのこと。

また、長岡梨木平の畑についてはサツマイモをつくり、榛東の観光農業の一端を担いたいとのことですので、私としては許可相当と思えます。ご審議をよろしく願います。

議長 ただいま地元の委員さんより許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番、小川です。

ヘーゼルナッツの特産化を目指すところなんですけれども、2,468平米の畑を使うということなんですけれども、何本ぐらい植える予定になっているんでしょうか。

以上です。

議長 長 事務局。

事務局長 ヘーゼルナッツの植え付け本数については、申請書の中には本数についての記載はございません。

以上です。

議長 長 推進委員7番、小川君。今の答弁でよろしいですか。

小川委員 2,468平米の畑に全面に植えるという、そういうことでよろしいんですか。

議長 長 事務局。

事務局長 申請書の中の内容でございますが、取得後の耕作面積の中で、ヘーゼルナッツは2,000平米ということでございます。それなので、申請地については2,468平米という面積となっておりますが、このうちの2,000平米に作付けをするということで計画をされているものと思われまます。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成多数。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について事務局長、説明を求めます。

なお、本件は、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてにおいて関連議案でありますので、議案第1号、番号2並びに議案第2号、番号4については、番号の前に説明を行い、一括で審議することとします。

一括で事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、初めに議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第1号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、1筆目の農地の所在は、大字山子田字中野1967番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,207平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字中野1967番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は331平米です。2筆の合計面積は1,538平米でございます。権利種別につきましては、3条地上権。内容は設定でございます。貸付人は山子田の方です。申請事由は、借受人の申出に応じ、地上権の設定に応じたいとのこととでございます。借受人は山子田の方です。申請事由は、農地を利用して農作物の上に太陽光発電設備を設置したいため、地上権の設定をしたいとのこととでございます。

備考でございます。関連議案につきましては、議案第2号、番号4、営農型太陽光発電に係る地上権の設定でございます。

続きまして、議案第2号、番号4について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第2号、番号4、1筆目の農地の所在は大字山子田字中野、地番は1967番1。

地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,207平米のうち0.38平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字中野1967番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は331平米のうち0.04平米でございます。2筆の合計面積につきましては、0.42平米の面積となります。権利につきましては賃貸借。貸付人は山子田の方で、職業は会社員。借受人も山子田の方で、職業は太陽光等による発電及び売電事業でございます。転用目的につきましては、営農型太陽光発電設備。施設等につきましては、営農型発電設備用地、パネルは162枚、支柱が70本でございます。転用理由につきましては、借受人は、農地を利用して農作物の上に太陽光発電設備を設置したいため、申請するとのことでございます。また、貸付人は、借受人の申出に応じ、支柱にかかる部分について貸与したいとのことでございます。

備考でございます。一時転用、期間は10年間、関連議案につきましては、議案第1号、番号2でございます。営農型太陽光発電に係る支柱部分の転用との案件でございます。

以上で、議案第2号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号2並びに議案第2号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。

ただいま第1号議案の番号2並びに議案第2号、番号4について同時の説明をさせていただきます。

現地の確認調書5ページと6ページ並びに19ページから21ページを見ていただきたいと思います。

場所は、ふるさと公園西50メートルのところで、南側と東側には村道に面して、北は河川となっています。ほかの農地に与える影響等はないと思われま。また、ここに栽培する作物はブルーベリーということで、直接地面に栽培するのではなくて、鉢植えのブルーベリーを栽培するとのこと。そして、地表には防草シートを敷いてやるというようなことです。また、あとソーラーシェアリング、太陽光をやって売電をしていくとのことでございます。周りに与える影響等はないと思いますので、私としては許可相当かと思。ご審議よろしくお願。私としては許可相当かと思。ご審議よろしくお願。私としては許可相当かと思。ご審議よろしくお願。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番、小川です。

たびたびすみませんけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、この備考の中で、一時転用期間10年とあるんですけども、一時転用は3年だと思わんですけれども、これ10年って何か意味があるんですか。

議長 事務局。

事務局長 過去に、太陽光を農地のところに設置して、パネルの下で農作物等を耕作したいという案件につきましてご審議いただいた案件、多々ございましたが、その案件につきましては、1種農地での耕作と太陽光の実施ということでございました。その場合につきましては、太陽光の一時転用について3年間ということで、審査の案件として取扱いをさせていただいておりますが、今回の案件の場所につきましては、場所が2種農地ということになっております。2種農地等につきましては、最長10年間の一時転用が可能ということで、一時転用の期間は10年間で行いたいということで申請が上がってきているものでございます。

以上です。

議長 7番、小川君。

小川委員 そういうことであれば、ここに明記したほうがいいんじゃないでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 すみません、説明不足で申し訳ございません。今後につきましては、備考欄にその旨、説明資料として添付をさせていただき、ご審議いただくようにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2並びに議案第2号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2並びに議案第2号、番号4については、原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第1号、番号2は許可相当として、議案第2号、番号4については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

番号3、図面番号3、1筆目の農地の所在は大字広馬場字宿3948番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は949平米です。2筆目の農地の所在は大字広馬場字宿3949番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は979平米です。2筆の合計面積でございます。面積は1,928平米でございます。権利種別につきましては、3条有償移転。内容は売買。譲渡人は高崎市の方です。経営面積は自耕作地19.3アール。申請事由につきましては、譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡したいとのことでございます。譲受人は長岡の方です。経営面積は自耕作地32.7アール。貸付地70.2アールでございます。申請事由につきましては、多角的に営農しているが、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けし、米作をしたいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員でございますが、1人中1人です。

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 3番農業委員、清水です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第1号、3番の申請につきまして、地元委員として、若干補足をさせていただきたいと思えます。

権利の種別は売買です。現地確認調書7ページから8ページになります。

県道より宿稻荷に向かいまして、入り口の交差点を右折、最初の丁字路を左折しますと、水田が7枚続いてあります。その中間の2枚になります。譲受人は、数年前より水田として利用しており、これからも水田として利用していかれると思えます。私としては、問題がありませんので許可相当と思われれます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番農業委員、高橋です。

数字上のことで聞きたいんですけども、この借りる方の経営面積の数字は合っていますか。

議 長 事務局。

事務局長 経営面積、自耕作地ということで32.7アール記載をさせていただいて、貸付地ということで70.2アール記載がございますが、こちらの面積につきましては、ご本人の所有地でございますけれども、農業法人に貸付けし、実際には耕作をご本人がやっているということで、法人に貸している分ということで面積を別段書きさせていただいているものとなっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

高橋君。

高橋委員 では、借りているところはゼロでいいんですか。今回。

事務局長 農業法人として借りているということで、ご本人が借りていないので。

高橋委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は4ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第2号、番号1、1筆目の農地の所在は大字長岡字富沢39番2。地目は登記簿、畑、現況は農業用施設。面積は494平米でございます。2筆目の農地の所在は大字長岡字富沢39番4。地目は登記簿、畑、現況は農業用施設でございます。面積は531平米です。2筆の合計面積でございますが、1,025平米となっております。権利につきましては、所有権移転遺贈。譲渡人は山子田の方で、被相続人の遺言執行者で、職業は農業でございます。譲受人は長岡の方で、職業はダンススタジオ経営です。転用目的につきましては、物置、駐車場です。施設等では、物置、駐車場用地。物置につき

ましては506平米となっており、既存のものでございます。転用理由でございますが、譲受人は隣接地でダンススタジオを運営しているが、遺言により申請地を遺贈されるため、既存の農業用物置を車庫と備品用物置とし、空いているスペースを駐車場として利用したいとのことでございます。譲渡人は、遺言により譲受人に遺贈することでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地、宅地開発案件となっております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。何か意見ございませんか。11番、高橋君。

高橋委員 11番農業委員、高橋です。

ただいまの番号1番につきましては、事務局長より説明のあったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。

現地確認書の12ページを見ていただければと思います。

まず、今回申請のあった土地の北側は、道を挟みまして田んぼが開けております。西側につきましては、ダンスホールがありまして、南側につきましては、住宅があります。東側に関しましては、桑畑があります。そして、今回申請のあった東側のところなんですけれども、これは駐車場として申請がありまして、露天の駐車場なんですけれども、ここは現在野菜をつくっておりますけれども、申請が通った後は、地面を平らにする程度といいますか、平らにして整地をして、その上に何か敷くとかそういうことはしないで、平らにした状態で使いたいということでした。

面積はそんなに大きくないんですけれども、東側に雨水がたまる集水用の穴を掘りまして、大雨のときはそれに穴にためられるようにして対策したいということでありました。面積がそんなに広くないので、余程の大雨がない限り、雨が周りに悪いことをすることは無いと思うんですけれども、一応そういう対策を取るということでした。

で、建物の中は、今年までお米の乾燥とか、そういうに使われていた建物なんですけれども、まだちょっと機械が使えるうちは、その乾燥の機械を使いたいということで、その機械の使用状況を見ながら、中を徐々に駐車場とか備品を置くものになりたいということでありました。

周りに及ぼす、農地に及ぼす影響は少ないと思われまますので、私としては許可相当と思われまます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当し、以上、番号1は許可相当と県知事に意見書を送付します。

次に、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書4ページ、現現地確認調書は13ページからをご覧ください。

議案第2号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2、1筆目の農地の所在は大字長岡字富沢132番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は28平米です。2筆目の農地の所在は大字長岡字反田589番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は272平米です。2筆の合計面積でございますが、300平米となっております。権利は所有権移転贈与。譲渡人は伊勢崎市の方で、職業は農業兼会社員。譲受人は長岡の方で、職業は会社員です。転用目的につきましては、一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地131.71平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、母が所有する居宅に間借りしているが、将来のことを考慮し、自宅建築を計画していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。また、譲渡人は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲り渡すとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番農業委員、高橋です。

番号2につきましては、ただいま事務局長より説明のあったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。

現地確認書は13ページから15ページをご覧ください。

まず、この申請のあった場所なんですけれども、西側と北側は住宅が広がっております。東側は道を挟んで梅林等が広がっております。南側に関しましては、道を挟んで田んぼが広がっております。下水に関しましては、南側の道に下水道がありますので、そこに接続して処理をするということでもあります。この辺は1種農地ということ

であります、昔から民家のあるところの一角でして、周りの農地に及ぼす影響は少ないと思われま。私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当と説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。
(「なし」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。
番号2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。
以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。
次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案書4ページ、現地確認調書は16ページからをご覧ください。
議案第2号、番号3について説明申し上げます。

番号3、図面番号3。農地の所在は大字山子田字蔵海戸242番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は126平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は山子田の方で、職業は無職。譲受人の方は山子田の方で、職業は外壁工でございます。転用目的につきましては、露天資材置場。施設等につきましては、露天資材置場126平米とのことでございます。転用理由につきましては、譲受人は村内で外壁工をしているが、事業拡大に伴い、資材置場の増設が必要なため、事業所に近く利便性がよい申請地を資材置場として利用したいとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は2種農地となっております。
以上で、番号3の説明を終了いたします。

議 長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。
何か意見ございませんか。
推進委員2番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員2番、小谷野です。

ただいま事務局長よりご説明をいただきました議案書第2号の3番の申請につきまして、若干補足させていただきます。

現地確認調書は16ページからになりますので、ご覧ください。

場所は洪高線で、まだ稼働していないんですけども、新しく消防署ができています、そこを洪川方面に200メートルほど行った左側というか、西側になります。

申請目的は露天資材置場です。雨水につきましては、地下浸透となります。そして、大雨に備えまして、東側にもちょっと道が開いているんですけれども、その間にU字溝をうせることになっております。周辺農地への影響はないと思われまますので、私としては許可相当かと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案書5ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第2号、番号5について説明申し上げます。

番号5、図面番号5。1筆目の農地の所在は大字山子田字南野2544番1。地目は登記簿、山林、現況、畑。面積は1,068平米のうち853平米です。2筆目の農地の所在は大字山子田字南野2544番21。地目は登記簿、山林、現況、畑。面積は96平米でございます。2筆の合計面積でございますが、949平米でございます。権利につきましては賃貸借。貸付人は山子田の方で、職業は農業。借受人は長岡の方で、職業は自営業。転用目的でございますが、運動場。施設等につきましては、室内トレーニングセンター200平米1棟でございます。転用理由につきましては、借受人は、地元の子供に野球を教えているが、室内練習をできる場所を探していたところ、貸付人と話がまとまったため、申請地にビニールハウスの室内練習場を建設したいとのことでございます。また貸付人は、借受人の申出に応じ、申請町を貸与するとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は2種農地。追認案件となっております。

以上で、番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番の高橋です。

議案第2号、番号5番についての説明は、ただいまの事務局の説明のとおりでござ

います。若干補足をさせていただきたいと思います。

こちらは場所的には、南野の信号を約150メートルほど行った左側のところになります。地目は山林ということなのですが、現況で畑ということです。北側には蛇ヶ見川の河川、それから、東側については県道が走っております。こちらについては、施設の雨水についても、周りに側溝を作成しまして、雨水対策ということでできております。地区担当の意見としますと許可相当と思われるので、皆様のご審議のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 議案第2号、番号6について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は25ページからとなります。

議案第2号、番号6、農地の所在は大宇新井字十二沢2076番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は557平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方で、職業は農業。譲受人は山子田の方で、職業は建設業。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては、建て売り分譲住宅用地59.61平米のものが2棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は、申請地は日当たりがよく、高崎・前橋・渋川への交通の便もよいなど非常に需要が高く見込めるため、建て売り分譲住宅として利用したいとのことでございます。また譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲渡したいとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地となっております。

以上で、番号6の説明を終わります。

議 長 番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、6番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、現地調書の25ページから27ページをお開き願いたいと思います。

今回の申請地につきましては、フレッセイ榛東新井店の自衛隊方面に100メートルほど上がっていただいて、北側にコミセンがあるところがあるんですけども、そこを入ったところ、1軒県道から隔てた、その次の区画でございます。西側と南側につきましては、村道が走っております。また北側、東側については、畑というような立地でございます。

今回の関係につきまして、申請につきましては、所有権の移転売買というようなことで、事務局長の説明がありましたとおり、建売分譲住宅2区画と、また2棟というようなことでございます。

一応、東側と北側につきましては、農地と面しているということで、コンクリートの擁壁をやって雨水等が流れ込まないような形で、一応仕切りをつくるというような形でございます。建売住宅につきましては、生活雑排水については、南側を走っている村道の公共下水に流す、また雨水につきましては、自然浸透を中心として、多く降った場合については、南側の側溝に流すというような形でございます。

また、農地区分の1種農地ということで、先ほどちょっと変更があったんですけども、1種農地ということでありまして、周りを見ていただくと、住宅が並んでいるというようなことで、集落接続と。地元委員といたしますと許可相当と思われるので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、番号7について、事務局長、説明求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号7について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は28ページからとなります。

議案第2号、番号7。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1397番1。地目は登記簿、現況ともに畑、面積は491平米です。権利は使用貸借。貸付人は広馬場の方で、職業は農業兼会社員。借受人は新井の方で、職業は会社員。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地107.94平米でございます。転用理由は、借受人は現在、村内でアパート生活をしているが、子供の成長に伴い手狭となり、貸付人である母に相談したところ話がまとまったため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。また貸付人は、借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み、農地区分は2種農地でございます。

以上で番号7の説明を終わります。

議長 番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。地元の推進委員として意見を述べさせていただきます。

権利関係については、先ほどお話があったとおり、親から子供への使用貸借ということでございます。

周辺の状況等については、現地確認調書の28ページからになるかと思うんですけれども、28ページが申請地の位置でございます。ご覧のとおり真ん中に南部コミセン、それと榛東の南部公園、その西側のところでございます。

29、30ページでございますけれども、30ページは土地の利用計画図ということでございまして、建物等の配置がこのようになって、下水もこのようにに流すということだそうです。

29ページ目が申請地の状況でございます。ご覧のとおり申請地が真ん中にあるんですけれども、東側には宅地があり、北側には道路、西側にも宅地、あるいは道路、南側も道路に囲まれた土地ということございまして、小規模の集団で生産性の低い農地であるということでございますので、周辺の営農には悪い影響がないということでございますので、私としては許可相当と思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

それでは、11時10分まで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時11分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時30分)